令和８年度

宗像市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業

家庭向け自家消費型太陽光発電設備・蓄電池設備設置補助金のご案内

宗像市では、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、太陽光発電設備・蓄電池設備の設置費用の一部補助を行います。

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池設備の導入を推進することで、各家庭から排出される温室効果ガスの削減に寄与するとともに、エネルギーの地産地消の拡大や災害時のレジリエンス強化につなげます。

＜注意事項＞申請を検討される前に必ずお読みください。

① 令和8年度から、申請方法は、電子申請のみとします。

② 交付申請の締切は、令和8年5月11日（月）8：30から令和8年12月25日（金）17:00までです。申請受付は、電子申請を受理した順に行い、予算額に達した時点で受付終了します。

③ 補助金交付決定後に着手する事業が補助対象です（交付決定前の設置工事等の契約・発注は、着手とみなします）。

④ FIT制度・FIP制度の認定を受けた設備は、補助対象外です。

⑤ 蓄電池のみの導入は、補助対象外です。

⑥ 補助対象は、宗像市内の個人が所有する住宅・その敷地に設置するものに限ります。

⑦ 申請する設備について、国・地方公共団体などから他の補助金等を受けている・受けようとしている場合、補助対象外です。

⑧ 既存の設備の置換・増設は、補助対象外です。

⑨ 発電する電力量のうち、30%以上を自家消費する必要があります。

⑩ 実績報告は、事業完了日から60日以内に行ってください。

⑪ 補助金を受けて導入した設備は、環境省の基準に従い、法定耐用年数（太陽光発電設備17年・蓄電池設備6年）が経過するまで補助金の目的に沿って適正に使用する必要があり、虚偽・不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

宗像市　脱炭素社会推進課

1. 補助対象設備

共通要件(次に掲げる要件を全て満たすもの)

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に定める要件を満たすものであること
○宗像市内の個人の住宅・その敷地に設置するものであること
○商用化され、導入実績があるとともに、中古設備でなく、既存設備の置換・増設でないこと
○エネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果があり、各種法令等を遵守した設備であること
○法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備の導入により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
○国、地方公共団体などから他の補助金等の交付を受けている・受けようとしている事業でないこと
○PPA・リース契約の場合、サービス料金・リース料金を補助金額相当分から控除すること

太陽光発電設備(次に掲げる要件を全て満たすもの)

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度(固定価格買取制度)・FIP制度(Feed in Premium制度)の認定を取得しないこと
○電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること
○住宅用設備であって、発電する電力量の30%以上を自家消費すること

蓄電池設備(次に掲げる要件を全て満たすもの)

○本事業で導入する太陽光発電設備の附帯設備であること
○原則、再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であるとともに、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと
○(家庭用) 1kWhあたりの価格が14万1千円(工事費込み、税抜き)以下であること
※1kWhあたりの価格が12万5千円(工事費込み、税抜き)以下となるよう努めること
○7ページの「蓄電池仕様」に適合するものであること

2. 補助対象者

個人

○自ら居住する・居住を予定する市内の住宅・その敷地に補助対象設備を設置する者
○宗像市税を滞納していない者
○補助対象設備に対して、国、地方公共団体などから補助金等を受けていない・受ける予定がない者
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団・暴力団員と密接な関係を有していない者

PPA事業者・リース事業者

〇個人が居住する市内の住宅・その敷地に補助対象設備を設置し、オンサイトPPA・リース契約を締結した者

〇宗像市税を滞納していない者

〇補助対象設備に対して、国、地方公共団体などから補助金等を受けていない・受ける予定がない者

〇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

〇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団・暴力団員と密接な関係を有していない者

3. 補助対象経費

〇補助対象設備の設置に要する費用のうち、7ページの「補助対象経費」に該当するもの

4. 補助金の額(補助金の額は、千円未満切捨て)

太陽光発電設備	出力※1(上限4kW) ×7万円 ※1　太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値(小数点以下を切捨て) ※2　工事費込み、税抜き
蓄電池設備 (家庭用)	蓄電池の価格※3(上限1kWhあたり14万1千円)×1/3(上限6kWh) ※3　工事費込み、税抜き

〇蓄電池の補助申請額の計算例

事例①　価格(工事費込み、税抜き)70万円・5kWhの場合→140,000円/kWh→補助対象
700,000円×1/3＝233,333円→233,000円(申請可能額)

事例②　価格(工事費込み、税抜き)168万円・12kWhの場合→140,000円/kWh→補助対象
1,680,000円×6/12×1/3＝280,000円→280,000円(6kWh相当分が申請可能額のため)

事例③　価格(工事費込み、税抜き)140万円・7kWhの場合→200,000円/kWh→補助対象外

5. 交付申請

【注意】交付申請等の手続きは、行政書士に依頼する場合を除き、申請者本人が行ってください。

申請方法

〇必要書類を準備の上、申請(HP・二次元バーコード参照)

HP：https://logoform.jp/form/ij37/1332140　　二次元バーコード：

申請手順

①申請フォームに必要事項を入力
②指定様式で書類提出(ダウンロードした様式に必要事項を記入し、アップロード)
③任意様式で書類提出(任意の様式をアップロード)
④官公庁発行の様式で書類提出(官公庁発行の書類をアップロード)
⑤アップロードした必要書類のうち、③設備設置承諾書④誓約書を窓口に提出(郵送・メールでの提出は不可)

必要書類

種類	書類の内容
様式指定	① 委任状(様式第2号の1)(行政書士が申請手続をする場合のみ) ② 補助対象設備の発電電力の自家消費等計画書(様式第3号の1) ③ 他の共有者全員分の設備設置承諾書(様式第4号)(補助対象設備を設置する建物が共有名義の場合のみ) ④ 誓約書(様式第5号)
任意様式	⑤ 申請者の本人確認書類の写し(※運転免許証の場合、両面) ⑥ 行政書士の行政書士証票の写し(①委任状を提出する場合のみ) ⑦ 補助対象設備の見積書の写し(詳細な内訳の記載があるもの) ⑧ 補助対象設備の設置予定場所・設置する住宅付近の見取図・案内図 ⑨ 補助対象設備のカタログ・パンフレットの写し(設備の仕様がわかるもの) ※対象設備にマーカーなどで印を付けること ⑩ 自家消費等計画書の根拠資料(年間発電量見込の根拠となるもの) ⑪ (未登記の新築住宅の場合)建物建築に係る契約書・売買契約書の写し ※実績報告時に登記事項証明書(コピー可。法務局の発行から3月以内)を提出
官公庁発行の様式	⑫ 申請者の宗像市税に滞納がないことの証明書(コピー可。宗像市市民課の発行から3月以内) ⑬ 補助対象設備を設置する住宅の建物登記事項証明書(コピー可。法務局の発行から3月以内)
その他	⑭ その他市長が必要と認める書類

申請期限

○申請期限は、令和8年12月25日(金)17:00まで(申請受付は、申請を受理した順に行い、予算額に達した時点で受付終了)

6. 交付決定内容の変更、完了予定日の変更

交付決定内容の変更

○交付決定後、やむを得ず工事内容などを変更する場合、脱炭素社会推進課に事前相談の上、変更等承認申請書(様式第7号)を提出。なお、内容により、変更が認められない場合有り。
(認められない例)自家消費が30%を下回る申請、予算額到達後の増額申請など
○交付決定後、都合により補助事業を辞退する場合、脱炭素社会推進課に事前相談の上、変更等承認申請

書(様式第7号)を提出。

完了予定日の変更

○申請時の完了予定日とは、太陽光発電設備等設置工事が完了する日ではなく、「工事終了・引渡し」、「発電開始」、「工事代金の支払い」が全て終わったときであり、そのうちの最も遅い日である。申請時に設定した完了予定日を起算日として60日以内に実績報告を行う必要があり、何らかの事情により実績報告提出締切予定日までに報告ができず、完了予定日の変更を希望する場合、判明した時点で完了予定日変更報告書(様式第9号)を提出((例)のパターン1)。

また、完了日が交付申請時に設定した完了予定日より早い日となった場合、実績報告提出締切の起算日は実際の完了日となるため、実績報告書提出締切の日付に注意((例)のパターン2)。

実際の完了日が申請時の完了予定日から1日でも遅れる場合、実績報告書提出時に完了予定日変更報告書を提出。

(例)

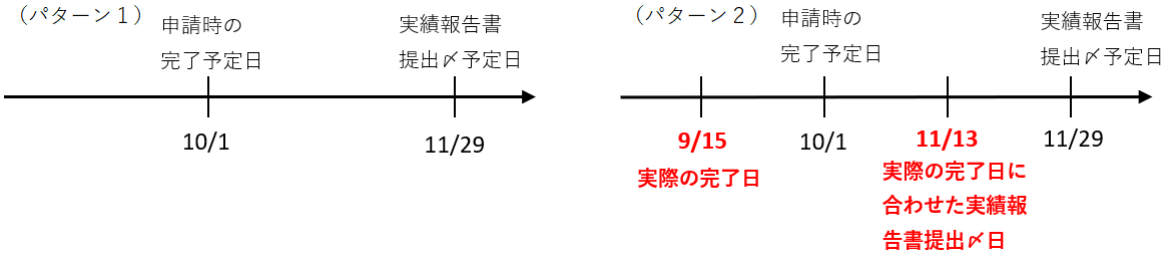

(パターン1)工事が終わらなかった等で完了予定日がずれ、11月29日までに提出が難しい場合

→　判明した時点で完了予定日変更報告書(様式第9号)を提出

(パターン2)申請時の完了予定日(10月1日)より早く事業が完了した場合

→　実際の完了日(9月1日)から起算して60日の日(11月13日)が実績報告書提出締切日

7. 実績報告

【注意】実績報告等の手続きは、行政書士に依頼する場合を除き、申請者本人が行ってください。

報告方法

○補助事業者(交付決定を受けた申請者)は、補助事業の完了後、必要書類を準備の上、報告(HP・二次元バーコード参照)

HP：https://logoform.jp/form/ij37/1445546　　二次元バーコード：

報告手順

①報告フォームに必要事項を入力

②指定様式で書類提出(ダウンロードした様式に必要事項を記入し、アップロード)

③任意様式で書類提出(任意の様式をアップロード)

④官公庁発行の様式で書類提出(官公庁発行の書類でアップロード)

⑤アップロードした書類のうち、②請求書は窓口に提出(郵送・メールでの提出は不可)

必要書類

種類	書類の内容
様式指定	① 委任状（様式第2号の1）（申請時と代理人が違う場合のみ） ② 宗像市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付請求書(様式第13号)※日付注意
任意様式	③ 行政書士の行政書士証票の写し(①委任状を提出する場合のみ) ④ 補助対象設備の設置に係る工事契約書の写し ⑤ 補助対象設備の設置に係る支払領収書の写し(内訳の記載があるもの) ⑥ 補助対象設備の保証書の写し ⑦ 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況・設置状況がわかるカラー写真（設置場所や導入した補助対象設備に貼付された銘柄などの表示がわかるもの） ⑧ (蓄電池を設置する場合)太陽光発電設備と直接連携していることを確認できる資料（構造図､配線図､結線図などの写し）
官公庁・電力会社発行の様式	⑨ 住民票の写し(コピー可。宗像市市民課の発行から3月以内。マイナンバー不要) ⑩ 電力会社の系統との接続契約書の写し ⑪ (余剰連力を売電する場合)売電契約書の写し ⑫ (申請時に未登記の場合)不動産登記事項証明書(コピー可。法務局の発行から3月以内、インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可)
その他	⑬ その他市長が必要と認める書類

※必要書類⑥⑩⑪が発行までに時間を要するなどの理由で提出期限までに揃わない場合、申請済とわかる代替書類と遅延理由書(様式第11号)を代わりとすることで実績報告書の提出が可能。本来提出すべき資料が準備でき次第、脱炭素社会推進課に提出。

報告期限

○報告期限は、事業完了日から60日以内まで(事業完了日とは、「工事終了・引渡し」、「発電開始」、「工事代金の支払い」が全て終わったときであり、そのうちの最も遅い日）

8. 注意事項

○補助事業者は、補助事業により取得した財産等について、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならず、補助対象設備の法定耐用年数(太陽光発電設備17年､蓄電池設備6年)を経過するまでに財産処分等を行う場合、事前承認が必要。なお、財産処分等の手続等は、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」に準じ、財産処分納付金が発生する場合有り。

○補助事業者は、補助対象設備等について報告を求められた場合、報告書の提出が必要となるため、関連書類は要保管（ﾃﾞｰﾀ保管可)。なお、未報告の場合や発電する電力量の30%以上を自家消費できない場合、補助金の返還を求める場合有り。

9. 蓄電池仕様

1　蓄電池パッケージ：

蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること(初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。)

2　性能表示基準：

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

・初期実効容量：製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法については、JIS C 4413 を参照すること)。

・定格出力：定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

・保有期間：法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

・廃棄方法：使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること(例「使用済み蓄電池の廃棄に関しては当社担当窓口へご連絡下さい」)。

・アフターサービス：国内のアフターサービス窓口の連絡先が登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3　蓄電池部安全基準：JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

4　蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)：

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 もしくは JIS C 4412-2※の規格も可とする(JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること)。

5　震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)：

蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること(第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること)。

6　保証期間：

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

・蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

・当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

・メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

・蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

・JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

7　再エネ一体型屋外照明用蓄電池：JIS C 0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。

10. 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう ①特許権使用料

			②水道、光熱、電力料 ③機械経費 ④負担金
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう

11. 書類提出先・問合せ先

〇宗像市　環境部　脱炭素社会推進課　政策係（市役所西館2階）
〇電話番号：0940(36)9875
〇メール　：10月14日からメールアドレスが変更になりました。
（新）taiyoukou_sinsei@city.munakata.lg.jp
（旧）zero-carbon@city.munakata.lg.jp
〇受付時間：10月1日から平日の9時00分から16時00分まで　※土・日・祝日、12月29日から1月3日までは閉庁日